

いわき市事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助金 よくある質問と回答

問い合わせ先 いわき市環境企画課 0246-22-7528

No.	分類	質問	回答	参考:要綱の該当箇所
1	全体	補助金交付までの流れは。	<p>大まかに次のような流れになります。</p> <p>(1)事業計画および資金計画の作成、発電設備に係る工事設計 (2)「補助金等交付申請書」提出 → 市より補助金等交付決定通知 (3)契約、発注、工事を実施 (4)工事完了後、「補助事業等実績報告書」、「補助金等交付請求書」提出 (5)市が審査（必要があれば現地調査） → 市より補助金等確定通知 (6)補助金を口座振り込み（概ね(4)提出の一月後）</p>	全体
2	申請書等の記載方法について	発電設備の設置場所が本社等とは異なる場所・事業所の場合、どのように記載したらよいか。	申請書は、法人名で記載します（自己所有の場合）。設置場所は、第1号様式「補助事業計画書」等において記載してください。	全体
3	用語の定義	オフサイトPPAは対象となるか？	オフサイトPPAは対象外です。	第2条 (2)
4	補助の要件	PPAは、発電設備だけで事業所の電力を賄う必要があるのか。	PPAについては、電力販売契約を差し、事業所内の電力をどのような方式・比率で賄うかについては、補助事業における要件としておりません。（自家消費率30%以上となる必要はありません。）	第2条 (2)
5	用語の定義	ファイナンス・リース契約とは何か？	需要家（賃借人）は、リース期間中に、リース事業者（賃貸人）がリース契約に要した資金（設備等の取得価額、資金コスト、固定資産税、保険料など）のほぼ全額をリース料として支払うもので、リース期間の途中で契約を解除できない契約を指します。	第2条 (4)
6	用語の定義	自家消費率の計算方法は？	<p>本事業における自家消費率の定義は、以下のとおりです。</p> $\text{自家消費率} = \frac{\text{発電した電気量のうち事業所で消費した電気量(年間)[A]}}{\text{発電した電気量(年間)[B]}}$ <p>A：過去1年間の電気使用量（kWh/年） B：発電出力と設備稼働率（環境省基準17.2%又は独自で算出）から見込まれる発電量（kWh/年） [発電出力(kW)] × [設備稼働率(%)] × 24 × 365</p>	第2条 (5)
7	補助対象者	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者とは？	業種、資本金、従業員数によって決まります。 別紙参照	第3条 1の(1)のア
8	補助対象者	市外に本社があり、市内の事業所に設置する場合、申請者名はどうすれば良いか？	申請者は、法人登記履歴事項全部証明書と同じになります。ただし、工事契約が市内事業所の代表者となっても構いません。	第3条 1の(1)のア
9	補助対象者	従業員数の数え方は？	常時使用する従業員の数となります。対象は、労働基準法第20条の規定に基づき「予め解雇の予告を必要とする者」が従業員数となります。	第3条 1の(1)のア
10	補助対象者	個人事業主は対象になるか。	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者は個人事業主を含みます。	第3条 1の(1)のア
11	補助対象者	一法人が複数の事業所を有している。複数の補助申請を行うことは可能か。	可能です。一法人一申請ではなく、一設備一申請となります。	第3条 1の(1)のイ
12	補助対象者	社会福祉法人がひとつの建物で複数事業を実施しているため事業所として名目上分かれている場合、補助対象となりますか。	原則としては、事業所の電力契約者が申請者（自己所有の場合）となります。事業別に電力契約している場合は別個に発電設備を設けるものについては、補助対象となります。	第3条 1の(1)のイ
13	申請書の添付資料	いわき市に税金を納付していないが、市税完納証明書はどのようにしたらよいか。	本市市税に未納がないことを確認するもののため、第5号様式により、本市から「徴収簿に登録なし」の証明を受けて提出してください。	第3条 2の(1)
14	補助対象者	国、県等の補助金の併用は可能か？	市の補助金は、併用は可能ですが、国、県等が併用を不可としている場合もあるので、別途、国、県等に確認ください。	第3条 2の(2)
15	補助の要件	発電設備は、屋根置き型の太陽光発電のみか。	発電設備は太陽光発電システムの場合に補助対象となります。ただし、設置場所は屋根に限らず、地面、カーポートなど、適した場所に設置することとなります。	第4条
16	補助の要件	中古品は対象か？	中古品は対象外です。	第4条 (2)

いわき市事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助金 よくある質問と回答

問い合わせ先 いわき市環境企画課 0246-22-7528

No.	分類	質問	回答	参考:要綱の該当箇所
17	補助の要件	現在、自己所有の太陽光発電設備があり、その発電設備を本事業を活用して新しい発電設備に置き換えることは可能か。	発電設備の置き換えの場合でも補助対象とすることができます。ただし、現在所有している発電設備（太陽電池モジュールやパワーコンディショナーなどのシステム基幹部分）の全体を置き換えないときは、補助対象とならない場合があります。	第4条 (2)
18	補助の要件	自家消費率の計算に必要な過去の1年間の使用電力量を、新設等で算出できない場合は、どのようにしたらいいのか？	施設で使用する機器について、使用電力量の見込みを計算し合計します。 使用する機器の消費電力 [kW] ×稼働時間 [h/日] ×365 = 機器の使用電力量 [kWh]	第4条 (4)
19	補助の要件	自家消費率について、どのような計算によるものか。	第2号様式「補助対象経費等計算書」を参照してください。基本的には、(A)「補助を受けようとする発電設備の1年間の発電量（見込み）」と(B)「当該補助対象の事業所における電力使用量」を比較して、 $A \div B = 30\%$ 以上となるように設計したものを補助対象の発電設備します。発電量の見込みは設備稼働率による計算を認めているものですが、ほかに日射量などから算出する方法などの計算方法がありますので、適切に算出することとしてください。	第4条 (4)
20	補助の要件	「環境価値が、需要家に帰属する」とは、具体的にどのようなことか？	温室効果ガス削減効果による環境価値を、需要家以外に移行することはできません。具体的には、J-クレジット制度への登録ができない等のことを指します。	第4条 (5)
21	補助対象経費	太陽光で発電した電気、事業所内で使用しない電気を売電してもよいのか。	FIT・FIPによる売電は不可としますが、売電することは可能です。なお、売電に伴う設備の経費については補助対象経費に含まないものとします。	第4条 (6)
22	補助の要件	FIT、FIPは対象か？	FIT、FIPは対象外です。	第4条 (6)
23	補助の要件	自己託送は対象か？	自己託送は対象外です。	第4条 (7)
24	補助の要件	電気を使う建物と電気を作る場所が離れていても対象になるか。	基本的には、同一敷地内（地番が異なるかに関わらず、一体として使用されている土地）に発電設備を設けるものと考えており、自己託送やオフサイトPPAによる発電設備は補助対象外です。	第4条 (7)
25	補助の要件	資源エネルギー庁の「再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」とは？	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項として、資源エネルギー庁が公表しています。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf	第4条 (8)
26	補助の要件	PPA事業者又はリース事業と需要家の間で補助金額の取り扱いが合意しているとは何か？	PPA・リースの場合、申請者及び交付対象者は、PPA・リース事業者となりますので、需要家には補助金が入りません。このため、PPA・リース事業者は、補助金の申請内容を需要家に説明し、補助金の取り扱いについて、需要家と合意していることを確認するものです。	第4条 (9)・(10)
27	補助の要件	「本市の区域内に事務所又は事業所を有する者」は、本社が市内にある必要があるのか？	本社が市内ない場合でも、下記の場合は、対象となります。 ① 市内に支店、営業所等の拠点がある場合 ② 施工した際の協力事業者が市内事業者である場合 ③ 設置かかる付帯工事を市内事業者が実施している場合	第4条 (11)
28	補助対象経費	太陽光で発電した電気を蓄電池で有効利用したい。蓄電池は補助対象にならないか。	本事業においては、蓄電池は太陽光発電設備に含まない設備とし、それによる経費は補助対象経費にも含まないものとします。	第5条
29	補助対象経費	国、県等の補助金を受けている場合、その金額分が、市の補助金額から引かれるのか？	国、県等の補助金分（他の補助金）があることで、市の補助金が減額されることはありません。第2号様式 補助対象経費等計算書で確認ください。	第5条 1
30	補助金の額	「発電設備の最大出力」とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計、パワーコンディショナーの定格出力の合計のどちらかを指すのか？	発電設備の最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計、パワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか低い方となります。	第6条 1
31	申請書の提出期限	申請書は、1月21日までに提出可能であるが、設置工事完了が3月21日を過ぎる見込みであるが、次年度の対象となるか？	対象となりません。	第7条
32	設置承諾書	第6号様式「設置承諾書」はどうして必要なのか。	設備の処分制限期間などを考慮し、長期間、設置・稼働させることから、補助事業の遂行のため不動産所有者の承諾を得ていただくものです。	第8条 (7)
33	設置承諾書	屋根設置の場合で、建物の所有者は申請者であるが、土地の所有者が異なる場合、土地所有者からの設置承諾書は必要か？	建物の所有者が申請者の場合、土地所有者からの設置承諾書は、必要ありません。	第8条 (7)

いわき市事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助金 よくある質問と回答

問い合わせ先 いわき市環境企画課 0246-22-7528

No.	分類	質問	回答	参考:要綱の該当箇所
34	設置承諾書	建物の不動産登記上の所有者が死亡している場合、承諾者＝所有者はどのようにすべきか。	相続人を所有者としますので、全ての相続人の設置承諾書が必要となります。	第8条 (7)
35	申請書の添付書類	「発電設備の設備費及び設置費が確認できる書類」とは何か？	見積書を提出してください。 費用を確認するため、必要に応じて内訳書も提出してください。	第8条 (8)
36	申請書の添付書類	「処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類」とは、具体的にどのような事項が記載されている必要があるか？	PPA・リース契約期間が、処分制限期間満了(※)より短い場合、契約期間終了後に、需要家に無償譲渡される等の内容が、確認できる契約書等を提出してください。 ※ 処分制限期間については、固定資産台帳の計上内容により、17年間、9年間、またはそれ以外となりますので、税務署に確認ください。	第8条 (10)
37	合意書	第7号様式「補助金取り扱いに関する合意について」はどのような場合に必要か。	PPA・リースの場合、発電設備をPPA事業者・リース会社が購入して設置することとなります。補助金はその経費に充てることとし、需要家が支払う電力料金やリース料の計算に反映されるようになります。このため、需要家は補助金を受け取らないこととなりますが、需要家に補助事業の趣旨をご理解いただくためのものです。	第8条 (11)
38	誓約書	第8号様式「誓約書」はどのようにして必要なのか。	原則として、自家消費した再生可能エネルギー電気の環境価値を需要家に帰属させることを事業の目的としており、これにより、市内の産業部門・民生業務部門の二酸化炭素排出量が削減できたこととなるものです。	第8条 (13)
39	事業計画の軽微な変更	軽微な変更該当しない変更の場合の手続きは？	いわき市補助金等交付規則の規定に従い、「補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書」を提出してください。	第9条
40	実績報告書の提出期限	事業の完了はどの時点か。	事業の完了は、設備の工事の終了としますが、期限までに実績報告書の提出してください。	第11条
41	実績報告書の提出期限等	完工が3月21日を過ぎる見込みであるが、次年度の対象となるか？	対象となりません。	第11条 1
42	実績報告書の提出期限等	領収書が、工事一式の領収書の場合、どのようにしたら良いか？	領収書と、内訳が分かる書類を提出ください。	第11条 2の(5)
43	実績報告書の提出期限等	「発電設備な機器の型式名及び製造番号が確認できる資料」とは何か？	機器のメーカーが作成したカタログ等の資料です。	第11条 2の(6)
44	実績報告書の提出期限等	写真だけでは枚数の確認ができない場合はどのようにしたら良いか？	太陽光発電パネルの割付図等の枚数が確認できる図面を添付ください。	第11条 2の(8)
45	処分の制限	処分制限期間とは、何年間なのか？	太陽光発電パネルの場合、処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づき17年間となります。	第12条
46	処分の制限	処分制限期間の17年よりも、PPA契約、リース契約の期間が短い場合、契約終了時のどのような手続きをすれば良いか？	契約終了時に、需要家へ無償譲渡する等の所有者が変わる場合は、第12号様式「処分承認申請書」を提出してください。	第12条
47	情報の提供等	情報提供とはどのようなことを指すのか？	導入した発電設備の稼働状況等をお伺いする場合がございます。その際は、ご協力をお願いいたします。	第14条

No.	分類	質問	要綱の条文
	補助対象者	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者とは？	第3条 1の(1)のA

回答

補助対象者について

市内に住所(商業登記簿の所在地)を有する中小企業等。※ PPA又はリースについては、市外の事業者も可。

【本補助制度の中小企業等の定義】

市内に事業所があり事業活動を行っている次の各号に該当するもの。

- ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する範囲の中小企業者
- イ 社会福祉法人
- ウ 学校法人

■ 中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者

また、次の業種は資本金及び従業員の規模を特に定めております。

業種	資本金	従業員
製造業等(右記以外の業種)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	-	300人以下

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、協業組合、特定非営利活動法人 ほか

- 社会福祉法人
- 学校法人

※ 上記にあげた「中小企業等」の定義は、本補助制度の対象の範囲を定めるためのものであり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります(いわき市の制度でも定義が違う場合があります)。